

児童虐待相談における子どもの権利擁護
—「人権」と「権利」の視点からみた児童虐待—

社会福祉学専攻 坪谷 美月

要約

子どもの権利条約を契機に子どもの「権利行使の主体」の必要性について訴えられるようになった。しかし、わが国は人権感覚が希薄であり、「人権」「権利」が混同している。このような状態で、本当の意味での「子どもの権利擁護」は果たされないと考える。本研究では、「子ども中心アプローチ」の軸となる「意見表明権」といった「権利」「人権」の概念を明確化しつつ、「子どもの権利擁護」という視点からみた児童虐待相談における課題点について明らかにした。

本研究では、子どもの権利論の他に「家父長権」「親権」についても整理した。「人権」「権利」については、大江洋、森田明、子どもソーシャルワークに関しては、柏女霊峰、才村純、津崎哲郎、山縣文治（50音順）の著書・論文を軸に整理した。

従来、子どもは「保護の客体」として捉えられており、「子どもは親（大人）の所有物・従属物」といった子ども観が蔓延っている。これらが基になっている「受動的権利」と措置制度は悪と捉えられがちであるが、子どもが大人より未成熟で未熟なことは事実である。それを無視し、大人と同等の「権利行使の主体」を授けるのは危険である。「能動的権利」において代表される意見表明権の保障というのは、自己決定権とは異なり、「子どもを将来の権利行使の主体として育むこと」である。「子ども中心アプローチ」は、子どもの「声」を重視・尊重し、居場所を作る、一人の人間として見るといった視点が重要であることが判明した。また、「子どもの人権」と「親権」において、今まで「親権」を優先してきた児童虐待相談においては様々な課題も判明した。

本研究において、「人権」「権利」の概念を明確化しながら、児童虐待相談における「子どもの権利擁護」を整理することにより、ワーカーの負担が重いことや介入の判断基準が曖昧なこと、ワーカーの権利保障がされていないこと、子どもの権利擁護は二の次といったこと、また、ソーシャルワークにおける「理論」の重要性も見出せたと考える。